

障 発 0805 第 5 号
平成 23 年 8 月 5 日
一 部 改 正 障 発 0124 第 7 号
平成 26 年 1 月 24 日

都道府県知事
指定都市長
各 中核市長 殿
関係団体の長
地方厚生（支）局長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長

精神保健福祉士法第 7 条第 1 号に規定する精神障害者の保健及び福祉に関する
科目等の読替の範囲について

精神保健福祉士法（平成 9 年 12 月 19 日法律第 131 号）第 7 条第 1 号に規定する精神障害者の保健及び福祉に関する科目、同条第 2 号に規定する精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目については、精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令（平成 23 年文部科学省令・厚生労働省令第 3 号。以下「科目省令」という。）により規定されているところであるが、各科目について読替のできる範囲等を別添のとおり定め、平成 24 年 4 月 1 日（科目省令附則第 2 条に規定する準備行為を行う場合にあつては、科目省令公布の日）より適用することとしたので通知する。

また、本通知の施行に伴い、精神保健福祉士法第 7 条第 1 号に基づく指定科目、同条第 2 号に基づく基礎科目の読替えの範囲について（平成 20 年 6 月 24 日付け障発第 0624003 号障害保健福祉部長通知）（以下「旧通知」という。）は廃止する。

なお、旧通知に基づき、既に読み替えられた科目については、なお従前の例によることとする。

別添

指定科目等の読替の範囲

1 科目省令に定める科目の読替の範囲

科目省令に定める科目（以下「指定科目等」という。）の読替の範囲は次表のとおりとし、「精神保健福祉士養成施設等の設置及び運営に係る指針について」（平成 23 年 8 月 5 日障発 0805 第 3 号）（以下「指針」という。）に示す教育内容を全て含むこととする。

なお、指定科目等の名称及び読替の範囲に掲げる科目の名称（以下「科目名」という。）が次のいずれかに該当する場合には、読替の範囲に該当するものとして取り扱って差し支えない。

- (1) 科目名の末尾に、「原論」、「(の) 原理」、「総論」、「概論」「概説」、「論」、「法」、「(の) 方法」及び「学」のうち、いずれかの語句又は複数の語句が加わる場合
- (2) 科目名の末尾に「Ⅰ、Ⅱ」、「A、B」等が加わることにより、複数の科目に区分され、かつ、当該区分された科目の全てを行う場合
- (3) (1) 及び (2) のいずれにも該当する場合

(例 1) 「社会保障」に相当する科目を行う場合

- ・ (1) に該当する場合 「社会保障論」、「社会保障総論」等でも可。
- ・ (2) に該当する場合 「社会保障Ⅰ」及び「社会保障Ⅱ」等でも可。
- ・ (3) に該当する場合 「社会保障論Ⅰ」、「社会保障論Ⅱ」等でも可。

(例 2) 「現代社会と福祉」に相当する科目を行う場合

- ・ (1) に該当する場合 「社会福祉原論」、「社会福祉総論」、「社会福祉学総論」等でも可。
- ・ (2) に該当する場合 「社会福祉原論Ⅰ」及び「社会福祉原論Ⅱ」等でも可。
- ・ (3) に該当する場合 「社会福祉概説Ⅰ」及び「社会福祉概説Ⅱ」等でも可。

指定科目等名	読替の範囲
人体の構造と機能及び疾病	<ul style="list-style-type: none">・ 社会福祉に関する科目を定める省令（平成 20 年文部科学省令・厚生労働省令第 3 号。以下「社会福祉科目省令」という。）に規定する「人体の構造と機能及び疾病」・ 社会福祉士及び介護福祉士法第 7 条第 1 号に規定する社会福祉に関する科目等の読替の範囲について（平成 20 年 3 月 28 日付け厚生労働省社援発第 0328005 号。以下「読替の範囲」という。）に規定する「人体の構造と機能及び疾病」について読替の

	できる科目
心理学理論と心理的支援	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉科目省令に規定する「心理学理論と心理的支援」 読替の範囲に規定する「心理学理論と心理的支援」について読替のできる科目
社会理論と社会システム	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉科目省令に規定する「社会理論と社会システム」 読替の範囲に規定する「社会理論と社会システム」について読替のできる科目
現代社会と福祉	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉科目省令に規定する「現代社会と福祉」 読替の範囲に規定する「現代社会と福祉」について読替のできる科目
地域福祉の理論と方法	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉科目省令に規定する「地域福祉の理論と方法」 読替の範囲に規定する「地域福祉の理論と方法」について読替のできる科目
社会保障	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉科目省令に規定する「社会保障」 読替の範囲に規定する「社会保障」について読替のできる科目
低所得者に対する支援と生活保護制度	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉科目省令に規定する「低所得者に対する支援と生活保護制度」 読替の範囲に規定する「低所得者に対する支援と生活保護制度」について読替のできる科目
福祉行財政と福祉計画	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉科目省令に規定する「福祉行財政と福祉計画」 読替の範囲に規定する「福祉行財政と福祉計画」について読替のできる科目
保健医療サービス	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉科目省令に規定する「保健医療サービス」 読替の範囲に規定する「保健医療サービス」について読替のできる科目
権利擁護と成年後見制度	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉科目省令に規定する「権利擁護と成年後見制度」 読替の範囲に規定する「権利擁護と成年後見制度」について読替のできる科目

障害者に対する支援と障害者自立支援制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉科目省令に規定する「障害者に対する支援と障害者自立支援制度」 ・ 読替の範囲に規定する「障害者に対する支援と障害者自立支援制度」について読替のできる科目 ・ 精神保健福祉論
精神疾患とその治療	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神医学 ・ 精神科医学 ・ 精神看護
精神保健の課題と支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神保健
精神保健福祉相談援助の基盤（基礎）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉科目省令に規定する「相談援助の基盤と専門職」 ・ 読替の範囲に規定する「相談援助の基盤と専門職」について読替のできる科目
精神保健福祉相談援助の基盤（専門）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神保健福祉援助技術総論 ・ 精神科ソーシャルワーク論
精神保健福祉の理論と相談援助の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神科リハビリテーション学及び精神保健福祉援助技術各論の2科目 ・ 精神科リハビリテーション学、精神保健福祉援助技術各論、精神科ソーシャルワーク論
精神保健福祉に関する制度とサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神保健福祉論 ・ 精神保健福祉制度論
精神障害者の生活支援システム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神保健福祉論
精神保健福祉援助演習（基礎）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉科目省令に規定する「相談援助演習」 ・ 精神保健福祉援助演習 ・ 相談援助技術演習 ・ 精神保健福祉援助技術演習 ・ 精神保健福祉演習 ・ ソーシャルワーク演習
精神保健福祉援助演習（専門）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神保健福祉援助演習 ・ 相談援助技術演習 ・ 精神保健福祉援助技術演習 ・ 精神保健福祉演習 ・ ソーシャルワーク演習
精神保健福祉援助実習指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談援助現場実習指導 ・ 相談援助技術実習指導

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談援助技術現場実習指導 ・ 精神保健福祉援助技術実習指導 ・ 精神保健福祉援助技術現場実習指導 ・ 精神保健福祉実習指導 ・ 精神保健福祉現場実習指導 ・ ソーシャルワーク実習指導 ・ ソーシャルワーク現場実習指導
精神保健福祉援助実習	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉科目省令に規定する「相談援助実習」 ・ 相談援助現場実習 ・ 相談援助技術実習 ・ 相談援助技術現場実習 ・ 精神保健福祉援助技術実習 ・ 精神保健福祉援助技術現場実習 ・ 精神保健福祉実習 ・ 精神保健福祉現場実習 ・ ソーシャルワーク実習 ・ ソーシャルワーク現場実習

2 個別認定

上記1の読替の範囲に含まれない名称の科目であっても、授業内容が指定科目等に合致するものについては、個別に審査のうえ認定することとするので、該当する大学等は、原則として読替を行おうとする科目を含むカリキュラムを開講しようとする日の6か月前までに別記様式により障害保健福祉部精神・障害保健課長あて照会されたいこと。

なお、個別審査は、指針に示す教育内容に対応しているか否かを判断基準とするので、留意されたいこと。

また、平成23年度に個別照会を行おうとする大学等は、上記の期限に係わらず、平成23年11月30日までに提出を行うこととする。

別記様式

番 号
平成 年 月 日

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課長 殿

学 校 名
代表者 ○○ ○○ 印

指定科目等の読替について（照会）

標記について、本校の○○学部○○学科における開講科目を下記のとおり読替てよろしいか照会します。

記

本校開講科目名	指 定 科 目 等 名	備 考（開 講 年 度）

担当者名： _____

電話番号： _____

電子メールアドレス： _____

学校所在地： _____

（添付書類）

- 1 該当科目ごとに授業内容を詳しく記載した授業科目の概要書
- 2 授業進度計画（別表）
- 3 全体のカリキュラム

別表

授業進度計画

指定科目名 _____

本校開講科目 _____

	指針	本校講義概要
目標		
内容		

(注1)「指針」欄には、該当科目について指針に規定する目標及び内容を記載すること。

(注2)「本校講義概要」欄には該当科目に係る講義概要を記載すること。

なお、記載に当たっては、各項目と指導の該当部分を矢印で結んで対応関係を明らかにするとともに、各項目に授業順序を示す番号を付すこと。